近畿労働保険指導協会だより

令和５年秋号

法改正

p2 CHECK! 令和５年４月　月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 50%以上に
令和６年４月　時間外労働の上限規制の猶予が解除（工作物の建設業、自動車運転業、医師）
令和６年10月　社会保険が適用拡大

p3 直近の法改正一覧
求人の表示変更、現物給与の金額改定、賃金のデジタル払い、労働条件の明示ルール変更
裁量労働制の導入・継続手続きの変更、障害者雇用率引き上げ、iDeCoの拠出限度額変更、等

パート・有期雇用労働者

p4～5 パート（有期雇用労働者）の労務管理
有給休暇、労働条件の文書交付、労働条件の説明義務、労災保険、雇用保険、社会保険

賃金

p6～7 正社員とパート（有期雇用労働者）の賃金格差の合理性
裁判事例から手当別（通勤手当、賞与、退職金、精勤手当、時間外手当）によみとく

p8 月給制の場合の割増賃金の計算方法

令和５年第２期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します

〒532-0011　大阪市淀川区西中島4-5-4-801
近畿労働保険指導協会
☎ 06-6304-5632

社会保険に加入しましょう

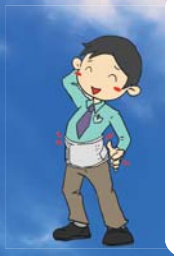

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

厚生年金保険

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

雇用保険

雇用保険料が
令和５年４月
に変更されました。
４ページ参照

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

健康保険

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります
詳しくは2ページ

●法人
従業員の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

CHECK!

令和5年4月～
法定時間外労働が月60時間を超えた場合には
割増賃金率が50％以上になりました

詳しくは2ページ

詳しくは当会まで
☎ **06-6304-5632**

今月の深堀り知識

割増賃金の計算の基礎となる賃金

Q. 月給制の場合、どのように割増賃金の計算をするのですか？

関連記事：「時間外労働の割増賃金率50%以上」→２ページ
「正社員とパートの賃金格差の合理性」
→７ページ下の時間外手当

割増賃金額の計算方法

1時間あたりの賃金額＊ × 時間外労働、休日労働、または深夜労働を行わせた時間数 × 割増賃金率

A. ＊
1時間あたりの賃金額は、月額制の場合、
次のように計算します。

Point!! 月の所定賃金額 ÷1か月の（平均）所定労働時間数

「月の所定賃金額」から、次の①から⑦の賃金については除外することができます。７項目以外の賃金は全て算入しなくてはなりません。

①**家族手当**（扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの）
②**通勤手当**（通勤に要する費用に応じて支給するもの）
③**別居手当**
④**子女教育手当**
⑤**住宅手当**（住宅に要する費用に定率を乗じて支給するもの）
⑥**臨時に支払われる賃金**
⑦**1か月を超える期間ごとに支払われる賃金**

ただし①②⑤について、実際には家族の人数や費用等に関係なく一律に支給している手当は、割増賃金の計算の基礎に含めることとされています。

Point!! 原則、毎日の時間外労働、深夜労働、休日労働は**分単位**で正確に計上しましょう。１か月の各総時間数に１時間未満の端数がある場合、**30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げ可能**です。**30分以上は切り捨てできません**ので要注意です。

編集と発行　労働保険事務組合　近畿労働保険指導協会
〒532-0011 大阪府大阪市淀川区西中島4-5-4-801　電話：06-6304-5632　FAX：06-6195-2821
E-mail：info@kinki-rouho.com　URL http://kinki-rouho.com/